

次期埼玉県青少年健全育成・支援プラン（素案）への御意見について

番号	ページ	該当箇所	御意見	対応案
1	28 29	第2章 3 子供・若者をめぐる課題 (6) 貧困 (図表26) 貧困率(相対的貧困率)の年次推移(全国) (図表27) 小学生・中学生に対する就学支援の状況(埼玉県)	(6) 貧困率の新基準、旧基準との記載があるが、基準の違いについて注釈がないため、何と比較して高い水準なのかのわかりにくいのではないかと。	貧困率等の推移を示すため旧基準のデータに基づくグラフを提示し、その旨の注釈を記載するほか、本文の表現を修正いたしました。
2	31	第2章 3 子供・若者をめぐる課題 (8) ヤングケアラー (図表29) ヤングケアラーの学校生活への影響(埼玉県)	(8) ヤングケアラーの図表は、存在率の円グラフでは、「いいえ」が大半を占めており、課題が見えにくいのではないかと。課題は「ヤングケアラーの認識や実態が把握できていない」とことだと思うので、わかる図表を追加してはどうか。	御指摘のとおり、円グラフのデータでは課題が見えませんが、課題が見える形とするため、「ヤングケアラーの学校生活への影響」を掲載いたしました。
3	36	第3章 2 基本目標	指標の設定に当たっては、当事者の意見を入れるといいのではないかと。	プランの策定手続きの中で県民に広く御意見を伺う「県民コメント制度」を実施しております。その中で当事者の方からの御意見があれば伺っていきたくと考えております。
4	37	第3章 2 基本目標 (2) 基本目標II 困難を有する子供・若者への支援 指標No.4	指標4「声掛けを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数」について、都市部は確かにこれが指標になると思うが、山間部や農村地域の夜間はパトロールのしようがないので、再検討が必要である。	御意見を踏まえて指標の見直しを行い、「青少年の再非行(犯罪)防止に取り組む市町村数」を新たに指標とすることといたしました。 この指標の選定理由は、以下のとおりです。 【選定理由】 本県の刑法犯少年は減少傾向にあるものの再犯率は、全国平均を上回っている。青少年の再非行(犯罪)を減少させるためには、犯罪や非行を生み出さない環境づくりや立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくなど、立ち直りを支える家庭や地域づくりが重要である。「青少年の再非行(犯罪)防止に取り組む市町村数」は、再非行(犯罪)の防止を目的とした大会実施、広報啓発、研修会などの実施の状況を示す数値であることから、「非行防止と立ち直り支援」の取組の状況を客観的に把握するための指標として選定した。 【指標4】 青少年の再非行(犯罪)防止に取り組む市町村数 現状値 R3: 25市町村 目標値 R9: 63市町村
5	43	基本目標I 施策の方向性1 (4) 子供・若者の安心安全の確保 〇2つめ	「第5章 施策の展開」では、様々な分野において、青少年、若者世代へ直接啓発活動を行っていくと述べているが、「第2章 子供・若者を取り巻く環境と課題」の「2 子供・若者の意識と取り巻く状況」(7) インターネットの利用について示されているとおり、高校生世代ではほぼ100%がインターネットを利用している現状において、県としてもインターネット、SNSを積極的に活用した広報啓発をすべきである。 ぜひ若者や県庁の若手職員の方の意見を取り入れながら取り組んでいただきたい。	第5章 基本目標I 施策の方向性1 (4)「子供・若者の安心安全の確保」において、相談窓口等の情報提供の手法としてインターネット等の活用を追加いたしました。このほかについても、御意見を踏まえ、今後、各取組を進める中で検討してまいります。
6	45	基本目標I 施策の方向性2 (1) 若者の職業的自立、就労等支援 ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実	企業との連携、特に若者の職業的自立について埼玉県と企業が連携できるようにしていただきたい。	若者の職業的自立につきましては、以下のとおりプランに盛り込んでおります。御意見を踏まえ、各取組を進めてまいります。 ① 職業能力・意欲の習得 ○子供・若者が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けられるよう、キャリア教育を充実させます。 また、就業意欲を高め、チャレンジ精神を持った人材育成につながる意識啓発に取り組めます。 【産業労働部、教育局】 ○職業に必要な知識・技術の習得により若者の就職を支援するため、職業訓練の充実を図ります。 また、技能者の表彰や発表の場の創出により、技能習得意欲の向上と次世代のものづくり技能者の育成を図ります。 【産業労働部】 ② 就労等支援の充実 ○大学生や若年無業者などの就職を希望する若者への就職相談、セミナー、企業面接会などを開催し、若者の就業を支援します。 【産業労働部】 ○新産業の育成、地域経済の発展、雇用の創出を目的とした創業・ベンチャー支援センター埼玉における創業支援や、渋沢栄一翁の理念を受け継ぐ起業家や起業希望者等の支援により、新産業の創出や地域経済の活性化を促進します。 【産業労働部】
7	46	基本目標I 施策の方向性2 (3) グローバル社会で活躍する人材の育成 〇1つめ	グローバル社会について、日本の文化、食文化、歴史、衣食住、こういったことに関心を持つ国が年々多くなっているため、日本人が海外へ行った時の理解促進や人材育成について取り組んでほしい。	グローバル社会で活躍する人材の育成や自国の文化への理解に関しましては、文言を修正の上、以下のとおりプランに盛り込んでおります。御意見を踏まえ、各取組を進めてまいります。 ○グローバル化する社会の中で、我が国と郷土埼玉の伝統・文化を尊重する教育を推進するとともに、発信力や交渉力の育成や異文化に対しても理解を深める取組を推進します。また、次世代を担う文化芸術の人材育成を推進します。 【県民生活部、教育局】
8	49	基本目標II 施策の方向性1 (3) 子供の貧困問題への対応 〇1つめ	(3)「子供の貧困問題への対応」に「子どもの居場所づくりを推進するため」とあるが、どんな居場所で、対象としている子どもなどの記載がないため、イメージがつきにくい。	(3)「子供の貧困問題への対応」の具体的な取組としましては、子ども食堂などの設置促進を想定しております。子供の居場所づくりのイメージが伝わるよう、以下のとおり修正を行いました。 ○子ども食堂などの子供の居場所づくりを推進するため、各地域で子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する「こどもの居場所づくりアドバイザー」を派遣します。また、子供の居場所に体験活動や学習支援の講師を派遣します。 【福祉部】

番号	ページ	該当箇所	御意見	対応案
9	51	基本目標Ⅱ 施策の方向性 1 (5) 特に配慮が必要な子供・若者の支援 ○3つめ、4つめ	在留外国人等の子ども・若者への支援に対して、具体的にどのように取り組んでいくのか。	在留外国人等の子ども・若者への支援に関しましては、以下のとおりプランに盛り込んでおります。 引き続き、埼玉県若者支援協議会での分野横断的な連携において、どのような支援ができるか意見交換し、施策に生かしてまいります。 ○学校や市町村等のニーズに応じて帰国児童生徒等支援アドバイザー等、県立高校には多文化共生推進員を配置するほか、ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。 また、日本語を母語としない子供たちのために、日本の高校進学について多言語で説明するガイダンスを開催します。【県民生活部、教育局】 ○グローバル人材育成センター埼玉において、外国人留学生の相談対応や県内家庭のホストファミリー研修会の実施、就職支援など、相談支援体制を整備します。 また、外国人総合相談センター埼玉において、外国人を対象とした多言語による電話相談や専門的な内容（出入国管理、雇用・労働、法律相談など）の対面相談を実施します。【県民生活部】
10	51	基本目標Ⅱ 施策の方向性 1 (5) 特に配慮が必要な子供・若者の支援 ○3つめ、4つめ	外国人の問題は非常に大きい。例えばクルド人、中国人、ブラジル人にはそれぞれコミュニティがあり、それぞれが全く違う動きをしている。さらにそのコミュニティが他県と繋がっており、いろいろなネットワークが構築されている。そのあたりの把握は青少年関係の部局だけでは不可能だと思うので、他の機関との連携が必要ではないか。	
11	56	基本目標Ⅲ	少子化が急激に進行する日本社会で、住民主体の地域の持続的可能性を追求できる活動を支えていただきたい。ぜひ、住民の方々の主体的な地域づくり活動への資金面、地域づくりの政策面、人材育成での支援をお願いしたい。	基本目標Ⅲにおいて、「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備」を掲げております。御意見の趣旨については、今後、各取組を進める中で検討してまいります。
12	61	基本目標Ⅲ 施策の方向性 2 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	他機関との連携では、民間との連携も必要だと思う。弁護士会、ここに参加して下さっているメンバー、民間企業など、そういったところについても、何か項目の一つ入れていただきたい。 自治体との連携だけでなく、民間、弁護士会、企業、大学などとの連携について検討をお願いしたい。	民間との連携については、家庭、学校、企業、大学、地域、NPO等との連携として、下記のとおりプランに盛り込んでおります。具体的な連携については、各関係課所が実際の取組の中で進めてまいります。 ○家庭、学校、企業、大学、地域、NPO等、地域の身近な大人や、当事者である子供・若者自身に至るまで、若者を取り巻く多様な担い手による持続的な活動が可能となるよう支援します。 【企画財政部、県民生活部、福祉部、教育局、警察本部】
13	61	基本目標Ⅲ 施策の方向性 2 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	基本目標Ⅲの指標に子どもの居場所の数があつたが、居場所活動が必要だと思って始めた後、民間の団体で一番苦労しているのがいかに継続するかということである。地域の社会資源になるためには、やはり継続することが大事で、5年10年かかると思っている。いかに継続するかという取り組みに支援をいただき、一緒に考えていただけると非常にありがたい。	民間団体の活動支援につきましては、多様な担い手による持続的な活動の推進として、下記のとおりプランに盛り込んでおります。御意見を踏まえて、各取組を進めてまいります。 ○家庭、学校、企業、大学、地域、NPO等、地域の身近な大人や、当事者である子供・若者自身に至るまで、若者を取り巻く多様な担い手による持続的な活動が可能となるよう支援します。 【企画財政部、県民生活部、福祉部、教育局、警察本部】
14	-	プラン全体	施策の方向性 1 (5) 特に配慮が必要な子供・若者の支援について、「父母の離婚等に伴う問題への対応」という記載がある。記載に当たって言葉を短くするためにこのような表現になったのであり、複雑な家庭の子供が増えていて、問題行動がある場合にその子供たちに対する支援が必要という意味であると推察した。しかし、離婚は如何ともし難いので、他の表現が望ましい。外国人についても同様に外国人であることが問題であるという受け取られないように、表現には配慮してほしい。	御意見を踏まえて、全体の文言を確認しました。 さらにお気づきの点がございましたら、御意見をお聞かせくださるようお願いいたします。
15	45 61	基本目標Ⅰ 施策の方向性 2 (1) 若者の職業的自立、就労等支援 基本目標Ⅲ 施策の方向性 2 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	企業との連携に関して、協力雇用主はコロナの影響でかなり減っていて、全国的にも減っており、特に県内はかなり少ないという認識がある。協力雇用主を増やす政策が正しいのか、協力雇用主ではない別の制度を作るのがいいのか、そのあたりも検討していただきたい。	御意見を踏まえ、今後の課題として検討させていただきます。
16	50 61	基本目標Ⅱ 施策の方向性 1 (5) 特に配慮が必要な子供・若者の支援 基本目標Ⅲ 施策の方向性 2 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	他県の少年院や都内のシェルターから、埼玉の子が少年院から戻ってきて居場所がないとか、シェルターに実は埼玉の女の子が非常に多くてどうなっているのかというようなことを言われた。地域においてどういうネットワークでそういった子供たちを支えるか、受け入れるかというところを考えた時に、受け入れ先や相談機関、ネットワークがどれぐらいあるのかということは非常に大事である。	
17	56	基本目標Ⅲ	今後、地方自治体は縦割りを超えたコミュニティ政策をもつことが重要である。具体的には、地域のNPOなどのソーシャルキャピタルの積み重ねを支援することである。一つの施策が終わったら、地域の資源も消えたということになると、社会の持続可能性も消滅する。必要な施策を列挙すると次のとおり。 ・居場所などでの複合的な困難を抱えた子ども・若者、家族の可視化 → アクセスが可能に ・若者たちの受容・自尊感情のエンパワメントが可能コミュニティづくり ・若者たちの仲間づくりの試行錯誤が可能な場づくり ・居住・生活・教育・文化など生活全体を地域で支えることが可能な包括性 ・commonsを協同してケアし、民主的に管理できる住民主体の形成	